

改正の概要（平成 24 年 8 月 1 日適用）

関税率表解説

HS 番号	品 目	概 要
第 17 類総説	糖類の調製品	第 17 類に含まれる砂糖又は糖みつの調製品の範囲を明確化。
第 17.01 項	飲料製造用の調製品	砂糖の特性を失った飲料製造用の調製品が第 17.01 項から除外される旨を明確化。
第 21.06 項	飲料製造用の調製品	第 21.06 項に含まれる飲料製造用の調製品の例示を追加。
第 22.07 項	エチルアルコール	第 22.07 項に含まれるエチルアルコールの範囲を明確化。
第 30.02 項	抗体フラグメント	第 30.02 項に含まれる抗体フラグメントの範囲を明確化。
第 38.24 項	二つの異なった有機化合物の異性体の混合物	ポリスチレン樹脂の重合剤として用いられる物品に係る記載を明確化。
第 59.06 項	ゴムと紡織用纖維の織物類を結合したものの	ゴムと紡織用纖維の織物類を結合した物品のうち、59.06 項から除外されるものの範囲を明確化。
第 71 類	タルク	第 71.03 項に該当する貴石及び半貴石の一覧表からタルクを削除。
第 7308.30 号	鋼製の防犯ドア	第 7308.30 号に各種の住宅に使用する鋼製の防犯ドアが含まれる旨を明確化。
第 83.03 項	鋼製の防犯ドア	第 83.03 項には各種の住宅に使用する鋼製の防犯ドアを含まない旨を明確化。
第 87 類	未完成の車両	第 87 類に含まれる未完成の車両について、組み立ててあるかないかを問わない旨を明確化。
第 94.01 項	腰掛け	第 94.01 項に音声システム等を自蔵する腰掛けが含まれる旨を明確化。
第 95.04 項	腰掛け	第 95.04 項には音声システム等を自蔵する腰掛けを含まない旨を明確化。

改正の概要 (平成 24 年 8 月 1 日適用)

分類例規第1部(国際分類例規)

HS 番号	品 目	概 要
第 1902.20 号	えびワンタン(調製品)	シュリンプ入りパスタ(えびワンタン)と濃縮スープから成る調製品につき、パスタとして第 1902.20 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 1902.20 号	えびワンタン(セット)	シュリンプ入りパスタ(えびワンタン)と小袋入り粉末スープから成るセットにつき、第 1902.20 号に分類(通則 1、2(b)、3(b)及び 6)。
第 2841.90 号	二酸化コバルトリチウム(LiCoO ₂)	一般にリチウム・イオン蓄電池の正極に用いられる粉末の二酸化コバルトリチウムにつき、その他のオキソ金属酸塩として第 2841.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 3808.91 号	抗寄生虫ローション	デパレスリン 1.8%、ピペロニルブキシド 7.2% 等を含有する頭皮のしらみ除去用の調製品につき、殺虫剤として第 3808.91 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 3808.91 号	抗寄生虫ローション	ペルメトリン 1.0%、マラチオン 0.5% 等を含有する頭皮のしらみ除去用の調製品につき、殺虫剤として第 3808.91 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 6802.99 号	ステアタイト(ソープストーン)で作られた箱	装飾品として使用されるステアタイト(ソープストーン)製の箱につき、石の製品として第 6802.99 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 7308.30 号	住宅に使用する鋼製の防犯ドア	鋼製の外部パネル等の部品から成る住宅用の防犯ドアにつき、鋼製の戸として第 7308.30 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8435.10 号	遠心分離式ジューサー	商業用に設計された遠心分離式ジューサーにつき、飲料の製造用の機械として第 8435.10 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8438.60 号	野菜調製機	商業用に設計された野菜調製機につき、果実、ナット又は野菜の調製業用の機械として第 8438.60 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8438.80 号	乳化用ミキサー	商業用に設計された乳化用ミキサーにつき、飲食料品の調製業用又は製造業用の機械として第 8438.80 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8516.29 号	ガス電気併用式の暖房機器	3 つのガス加熱板及び 1 つの電気加熱管を有する暖房機器につき、電気式の暖房機器として第 8516.29 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8703.23 号	自動車の構成部品(共に提示され、かつ、組み立てないもの)	1 台の完成した四輪自動車を組み立てるための全ての部品から成る物品につき、未組み立ての乗用自動車として第 8703.23 号に分類(通則 1、2(a)及び 6)。
第 8711.20 号	モーターциклの構成部品(共に提示され、かつ、組み立てないもの)	同一の型式のモーターциклの構成部品につき、未組み立てのモーターциклとして第 8711.20 号に分類(通則 1、2(a)及び 6)。
第 9401.61 号	腰掛け	音声システム等を内蔵する木製フレームの腰掛けにつき、腰掛けとして第 9401.61 号に分類(通則 1 及び 6)。